

三、定期昇給並に小年者成年に達したる時低給引上げに關する件 (三件一括案)

提出 落合、下谷、淀橋
 説明 淀橋支部

理由

同賃労働に同一賃銀要求は性別年齢別を問はず一律に叫ばれる處である。選信部内に於ても十八才未満なるが故に或は女子なるが故に同一労働に従事し乍ら其の賃銀に差違あるは不合理である、殊に少年者が成年に達したる場合に於ても其の賃銀少年者給を基礎としつゝある、現状である、宜しく成年に達したる場合は、経験技術に應じ、賃銀を引上げるべきである。又一般を通じ部内の昇給は少額不確定である、此の點も定期に必ず相當昇給ある様要求せんとするものである。

實行方法

大會決議を以つて當局に要求し其の實現を期すること

四、在職慰勞手當増額要求の件 (四件一括案)

提案 落合、下谷、經理局製機
 東工、浜花、茅場
 説明 下谷支部

理由

在職慰勞手當増額要求について異議を有する選信従業員は一人もない事と信ずる。選信現業員の労働條件が他省現業員の労働條件より見て最劣悪に置かれてゐる事は常に我々の痛處にたゞない

事だ。在職慰勞手當も其の例にもれない元來選信省は一切の労働條件が常例として他省よりも十歩も二十歩も退歩してゐる。何故か全く我等の不可解とする所である。事業の性質は社會進化の動脈であり神經部門なりと稱して現業員の服務規程にはいかめしい官僚イデオロギーで事業の最尖端に労働する現業員の身分を劣等視して居るかゝるイデオロギーが今日選信部内現業員の労働條件を規程してゐる爲めに先づ我等はかゝるイデオロギーの全克服を期さねばならない。在職慰勞手當も當局は不承不承に制定してゐる他省並に一般民間産業の雇傭條件より餘儀なく制定せねばならない様な誠に形式のがれの在職慰勞手當である。然も規程は最も複雑なる計算法で現業員には一寸苦難なる様式を使つてゐる。例「三ヶ年以上十年未満は一ヶ月に付日給月額百分ノ十五」なるが如く全く以つてコチコチな官僚觀念である。

我等はかゝる算定法に斷然反對だ。

左表に當下各局退職者の在職慰勞手當表を示す。

在職慰勞手當増額要求資料 其ノ一

年命	勤續年數	日給	慰勞手當	氏名	日給割合
昭和二二	三ヶ年	一、七三	三一、五七	坂野嘉夫	十八日分
五、二二	十一ヶ月				四十三錢
大正七	十三ヶ月	二、二三	四四〇、八八	本崎定次郎	一九七日分
三、一一					五十七錢